



## 男女共同参画の視点

### 気付いていますか？ 相手の気持ち、自分の気持ち

皆さんは大切に思っている人と毎日どのような会話をしていますか。日常の中では「相手の何げない言葉で落ち込んだ」「相手の一言にイライラした」「恋人の気持ちが分からない」など気持ちが不安定になることがあるものです。いつもそばにいる人や気が許せる友人を、知らないうちに配慮に欠ける言葉で傷付けていませんか。

また「思っていることを言葉にしなくても分かり合える」と思い込んでいませんか。こうした小さなことの積み重ねによって、相手が自分を見失ったり、孤独を感じたりしているかもしれません。

特に女性は、昔から自分の気持ちを抑え、我慢することが当たり前だとされてきました。身近な人との関わりだからこそ、自分の気持ちを言葉で伝えることが大切です。

#### 女性のための相談(予約制)

市では、さまざまな悩みや問題を抱える女性を支援するため、女性相談員(カウンセラー)が相談に応じる「女性のための相談」

を実施しています。

日時＝毎週木曜日 午前10時～午後4時(1回当たり50分)

場所＝市民相談室(市役所2階)

相談内容＝セクハラや配偶者からの暴力などの家庭や職場で女性が抱えるさまざまな悩みや問題

対象＝市内在住の人

相談料＝無料

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



## 消費生活相談Q&A

### クレジットカードのトラブルに注意 4月から成年年齢が18歳に引き下げ

**Q** 今年の2月に19歳の息子がSNSを通じて知り合った女性から「もうかる話がある」と誘われ、副業のコンサルティングの委託契約をしました。「契約金が高額で支払えない」と言うと、クレジットカードを作るように指示されたので申し込みました。しかし、未成年者だったのでカード会社から親に確認の電話がありトラブルが発覚しました。事業者に対し「未成年者と分かっているのに契約させるのはおかしい」と伝えたところ、後日息子宛てに「取り消しを認める」と回答がありましたが、本当に取り消しできるのでしょうか。

**A** 今回は今年の2月に契約しているため、未成年者である19歳が契約するには、原則として親権者の同意を得なければなりません。同意を得ずに結んだ契約は取り消すことができます(未成年者取消権)。

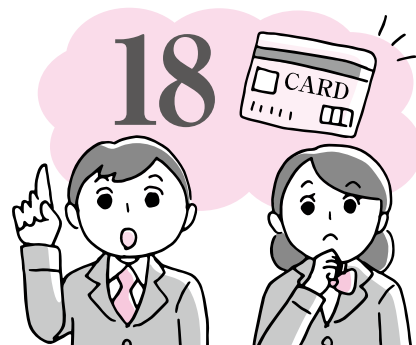
しかし、4月1日に民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳から親権者の同意なしでクレジットカードを作ることができるようになりました。若者は、契約に関する知識や社会経験が少なく、契約の

重みや内容をよく理解していないことがあります。悪質な事業者はそこに付け込み、成年になったばかりの若者を狙うことが予想されます。「お金がない」と断っても、悪質な事業者やSNSで知り合った人から「これから稼ぐ分から、すぐに返済できる。クレジットカードを作ればいい」と強引に契約を迫る事例もあります。

トラブルに遭わないためにも、クレジットカードを作る際は仕組みや支払い方法を理解しておくとともに、クレジットカードを作らせて強引に支払わせるような事業者に注意しましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



## 人間ドックと脳ドック

### 費用の一部を助成します

市では、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人が、健康診査を受けずに人間ドック・脳ドックを受ける場合に、費用の一部を助成しています。

**対象**＝次の全てに当てはまる人

#### 国民健康保険に加入している場合

- 受検日時点での年齢が35～74歳
- 申請日と受検日に国民健康保険に加入している
- 国民健康保険税を完納している世帯に属している
- 市が実施する「一般健康診査」「特定健康診査」を同年度内に受診していない

#### 人間ドック・脳ドック指定検査医療機関

医療機関名	電話番号
成田赤十字病院	22-2311
成田病院	22-1500
千葉脳神経外科病院*	043-250-1228
県立佐原病院	0478-54-1231
北総栄病院	95-6811
聖隷佐倉市民病院	043-486-0006
総合病院国保旭中央病院	0479-63-8111
龍ヶ崎済生会病院	0297-63-7111
IMS Me-Life クリニック千葉	043-204-5511
成田富里徳洲会病院	85-5313
日本医科大学成田国際空港クリニック	34-6119
国際医療福祉大学成田病院	35-5602
千葉すい病院	043-481-8140

\*脳ドックのみ



○同年度内(脳ドックは2年度以内)に助成を受けていない

#### 後期高齢者医療保険に加入している場合

- 申請日と受検日に市に住民記録がある
- 市税・後期高齢者医療保険料を完納している
- 市が実施する「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を同年度内に受診していない
- 同年度内(脳ドックは2年度以内)に助成を受けていない

#### 助成額

- 人間ドック…検査費用の70パーセント(上限3万5,000円)
- 脳ドック…上限2万円

**利用方法**＝左表の指定検査医療機関に予約し、検査の2週間前までに、受検日と予約内容が分かる物、保険証を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所でも手続きし、後日郵送される承認書を持って受検する(受検後の申請は不可)

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

## 国民年金

### 初めて受け取る時は必ず請求手続きを

「年金は65歳になると自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「年金請求書(高齢給付)」を提出してください。希望により60歳から受給する「繰上げ請求」や66歳以降に受給する「繰下げ請求」もできます。

年金の請求手続きは、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)、ねんきんサテライト成田(☎24-5715)で行ってください。任意加入期間を含め加入期間の全てが「第1号被保険者」の人は、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所でも手続きできます。

国民年金には、このほかに障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要です。

請求に必要な書類などについては、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

#### 国民年金の加入者の種類

- ①第1号被保険者…20～59歳の自営業者など
- ②第2号被保険者…会社員・公務員など
- ③第3号被保険者…②に扶養されている20～59歳の配偶者